### 文化庁月報



### 1981-5

p00000000

No. 152

booooood

### 【表 紙】

### 肘かけ椅子に坐る裸婦

パブロ・ピカソ画 解説は24ページ

題字デザイン・桑山弥三郎 カット・林美紀子

### もくじ

彫刻生活半世紀向井良吉	4
サル雑学余聞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
文化行政について思うこと安達健二	8
[報告]ヨーロッパの文化施設を訪ねて	13
昭和56年度こども芸術劇場実施計画	·17
昭和56年度青少年芸術劇場実施計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·18
昭和56年度芸術家国内研修員決まる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·20
文化庁優秀映画並びにこども向けテレビ用	-
優秀映画製作奨励金交付作品決まる	·21
国立歴史民俗博物館の設置	·22
重要文化財(建造物)の新指定	·22
重要伝統的建造物群保存地区の新選定	·24
祭礼歳時記シリーズ (③ 6 月の祭り	
機部の御神田 ・・・・・・・・・・・・・・・ 模本由喜雄	25
海外文化行政事情シリーズ①	
イタリアの文化行政松野 精	26
我が県の文化行政 ——千葉県——	
芸術文化活動の振興と伝統文化の継承斎藤 浩	28
国立劇場ニュース	·31

## について思うこ

に存じます





年度に予算化され、 の気運を盛り 在職しており

上げる一つの方途として、

今日まで続けられておりま

ましたが、

つの方途として、四十四、地方における文化振興足し、私も当時文化庁に

の前の年に文化庁が発足し、四十四年度からと承知してい

この文化振興会議

いが始まり

たの ちょう

どる和

います。

におりまして、

いるようです。

文化行政のいうならば末端、私も、今は東京国立近代美術

ょ

今は東京国立近代美術館

文化行政について従来から考えておりましたこく言えば先端に立っておるというようなことで

あるいは今考えておりますことなどを申

皆様方のなんらかのご参考になれば幸

(東京国立近代美術館長)

## No co

地方における文化の問題は、

# 文化行政組織の充実

担当し、 かれて行われておりました。は、文化関係の行政は文部省 かれて行われておりました。一つは文部省の昭は、文化関係の行政は文部省で二つの部局に分な施策の柱でありました。文化庁が発足する前 和四十一年に発足した文化局が芸術文化関係を **護委員会が設けられ、** 昭和四十三年に文化庁が発足しました当時 他の一つは昭和二十五年から文化財保 文化財保護に当たってき 文化庁の最も重要

のためにたい

へん有難いことだと思

日本 います

0

が実情で ればならない仕事をもった職員の方が事息帰るまで、常に文化のことを頭の中に置かえていただけるわけで、また、朝登庁してえていただけるわけで、また、朝登庁して 方でも文化に関する専門課を作ってぐださいと文化庁ができましたからには、ひとつ皆さんの 委員長会議、教育長会議等へ参ります時には、いて文化行政を専門にやる課を作ってもらいたいて文化行政を専門にやる課を作ってもらいたえ方から、是非とも都道府県、指定都市等にお 方における文化行政の足場がほしい ける文化を振興したい でいえば付随的 なりますと、二つの県を除いて何らかの意味で 指定都市におられるということは、 年になると全部の都道府県、 文化行政を専管する課ができ、 いうことをふれて歩きました。昭和四十八年に 部課が置かれるようになりました。 そうなりま 振興あるいは文化財保護等の仕事を中心とした 、課ある 庁発足当時、 その課長さんには専門に文化のことを考 この両者を統合したの は室を持 社会教育課などで、 い仕事をもった職員の方が都道府県 ハってい 地方におい という念願、 たのは六都府県であ 指定都市に文化の .て文化行 更に昭和五十 が文化庁です。 いといった考あるいは地 政專管 なけ か 6

8

体的こなりよっちゃ、・・なりこなりよっちゃ、たいる方々に集まっていただいたのですが、全者や文化人の方々、それから文化行政に携わっ者や文化人の方々、それから文化行政に携わった表

では文化行政関係者を中心にするようになって

なか話がかみ合わなかったりで、

体的になか

び国民娯楽、文化財保護去こ見"ご 設置の根拠法である文部省設置法には、「芸術及 設置の根拠法である文部省設置法には、「芸術及

の専管課であるというふうに考えられてきたわの本がの活動をいう。というように記されておのための活動をいう。というように記されておのための活動をいう。というように記されておのための活動をいう。というように記されておのための活動をいう。というように記されておいるが、それを所掌する国民の文化的生活向上利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上利がであるというふうに考えられてきたわいる場所であるというふうに考えられてきたわいる場所であるというように考えられてきたわいる場所であるというように考えられてきたわいる場所であるというように表している。 110 であります。 及び著作権その 他の著作 権法に規定する権

では、できなでは、できない。 では、では、できなでは、大文的なもの、自然のなもの、歴史的なものがあり、先ほど申し上的なもの、歴史的なものがあり、先ほど申し上的なもの、原教育機関として位置づけられておいます。 博物館は、ご承知のように、社会教育法は、「特物館行政の所管の問題でありすが、それは、博物館行政の所管の問題でありすが、それは、博物館行政の所管の問題でありますが、それは、博物館行政の所管の問題でありますが、それは、博物館行政の所管の問題でありますが、それは、博物館行政の所管の問題でありますが、 わけです。そこで私は、今こなっての仕事をどうするかということが問法を作りかえなければならないわけ法を作りかえなければならないわけいできる前の段階において、文化庁ができる前の段階において、文をは文部省の文化局長をしておりま えておけばよかったと思うことが一つあるのでわけです。そこで私は、今になってもう少し考わけです。そこで私は、今になってもう少し考れけができる前の段階において、文部省の設置私は文部省の文化局長をしておりましたが、文私は文部省の文化局長をしておりましたが、文 館は文化財保護委員会、国立の美術館は文化局 館なり公民館に比べてみますと、 範囲を含むというのは当然であります えておけばよかっ 0 より文化行政になじむものであると思わればり公民館に比べてみますと、博物館の仕事 明け話になります 公私立博物館は社会教育局、 当時は、博物館法に基づくと が 文化庁の発足当時 国立の博物 が、 図書

> 文化と社会女子ればならない重大問題だと思っております。ればならない重大問題だと思っております。 博物館の 社会教育局、美術館の運営は文化公立の美術館がどんどんでき、これけではありませんけれども、早 いう意見もあったわけですが、こ文化庁にもっていった方がよいでされていたわけです。この時 常に深 含まれ、 す。 す。 ろう 問題として、 ては整ってないとい 物館行政というものは、 しまいました。しかし、現在考えてみますと、物館行政の所管は従来通りということになっ もちろん博物館には、 やはり博物館の今後のあり方、そして文部 かという しかし、現在考えてみますと、博 わざるを得ないと思うので た方がよいのではない この時、 いわゆる行政体系とし 動物園、 結果的には、 博物館全体を 植物園等も か 博

つあることを考えてみこ、 これが、 進化しつ文化行政の概念が漸次変化というか、 進化しつ 7 さて、 いただきたいという文化庁の希望が実現され 文化行政を専管す る課を地方にも作っ

における芸術文化の普及という点であり、ま文化庁で特に力を入れておりましたのは、地方における文化の振興の仕事として、地つあることを考えてみたいと思います。 青少 地方 当時

参加する文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の助成という方策を記して芸術な化施設ので、一昨年六月に、文化に関する問題にでは、大化活動をで、一昨年六月に、文化に関する問題にで、一時年六月に、文化に関する問題にで、一時年六月に、文化に関する問題にで、大化活動のための施設として芸術文化施設ので、一時年六月に、文化に関する問題にで、大化活動のための施設として芸術文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の助成という方策を加する文化活動に対する国の財政という方策を加する文化活動に対する国の財政という方策を加する文化活動に対する国の財政という方策を加する文化に対している。 スポーツ活動を全部含めたものでの以上に、一般の社会教育活動な化的なものとして考えられていたがって、文化活動というものは、 でした。 がっこ、ころニーうようなものも挙げられているわけです。したようなものも挙げられているわけです。した。 を全勢育施設、体育・スポーツ施設と そ けです。それからもう一つ、地方における文化だくような機会を作ることに力を注いできたわものを、できるだけ地方の人にも生で見ていた ものを、できるだけ地方の人にも生で見ていたにより、バフォーミング・アーツというような年芸術劇場、こども芸術劇場、移動芸術祭など うことが段々いわれるようになって参り と自分で文化活動をするという面が大事だとい 0 U の享受・普及面での格差をできるだけなくして 会館の設置の奨励・ 機会をできるだけ増やすだけではなく、 きたいということが、 のようなことを受けて、 って、文化活動というものは、 それに応じて文化活動圏と ところが、そのように芸術文化 一般の社会教育活動あるい 援助に力を入れ、 当時の文化庁のテー 昭和五十二年から、 のであると定義 た狭い た狭い意味のもったまで芸術文をけです。した 構想が出 芸術文化 は体育 の享受 もっ 7

いったい、社会教育と文うになってきたわけです。 今度は逆に一緒に考えるよ

たらよいだろうかという疑問が出てくるわけ育行政と文化行政との関係は、どう考えてい 社会教育と文化、 が出てくるわけで、どう考えていっ、

愛知県で、 今年から愛知県の 文化振興に関

社会教育法施行三十周年記念の「社会教育の歩最近、文部省の社会教育局から出されました

> 社会教育あるいは社会教育行政として行われている中で、最低二〇%程度は文化行政なり文化の問題として考えてもよい領域、つまり一方から見れば社会教育であり、他方から見れば文化であり文化行政であると理解されているようでであり文化行政であると理解されているようで、 く、自発的な活動という面で捉えますと、自然

けでもないだろうと思いの仕方の問題であって、 しかしこれは、 だろうと思います。 3って、全くそう割り切れるわ同じ活動に対するアプローチ 社会教育の場合

…りしそすいようにする配慮が当然行われるわけです。それからさらに、文化行政と社会教育行政の違いとしては、一つは、文化財保護行政は一般的な社会教育行政とは違うものであり、あえていえば異質とさえいい得るまっっ を思います。しまり、いんで、大化財の保護芸能の公開、古美術の展示などは文化財の保護芸能の公開、古美術の展示などは文化財の保護芸能の公開、古美術の展示などは文化財の保護芸能の公開、古美術の展示などは文化財の保護されていたのものからすれば、社会教育的な面も十分あるわけです。ただ、文化財の保護そのものからすれば、社会教育とは相財の保護そのものからすれば、社会教育とは相対の保護ではあるわけですが、社会教育とは相対のと、芸いては、そういう芸術文化の創造への寄与とはいれては、そういう芸術文化の創造への寄与とはいうことは、社会教育とは、社会教育と文化、あるいは外にあるのではなかろういということは、社会教育の観点からは、はるか遺いれば、芸術文化の創造への割造への寄与ということは、そういう書とということは、社会教育と大化の創造への割造への寄与ということは、社会教育と大いの創造への割造への寄与ということは、そういう書に対するからは、はるからは、はる教育とは同じものがあり、両面性を持っているわけですが、それぞれのニュアンスなりアプローチの違いが出てくるだろうということは当然いえると思います。 りし、と、 文化の問題でも、 自発性、 自己教育が主眼であり ただ見せればよい 0)

教育的な手法を加えていかなければならか今後は同時に、教育的な面に重点を置き、 賞が主体であって、 ば美術館における作品の展示の場合、作品の鑑 ことが必要ではないかという気がします。例え は教育的な配慮を文化行政の中でも加えていくます。一方、文化行政の立場からしますと、今後ます。一方、文化行政の立場からしますと、今後 方がよいというのが伝統的な考え方でしたが わけです。 あまりいらぬ説明は加えな なければならな ないと会

## 文化行政担当者の資質向 F

それから、文部省の社会教育研修所では、社会教育主事とか公民館の主事の研修をしておりますが、そういう研修所でもあるいは独立の文化研修所でも結構ですが、そこで文化行政を担当し、あるいは将来担当しようとしている方々の研修という問題を真剣に考えていかなければならないと思います。今の段階でいえば、社会教育研修所の中に文化行政担当者のコースを作っていただくことが必要ではないだろうか、また、そこで勉強することによって、文化担当の方々にも社会教育的なアプローチの仕方を自然に体得していただけるのではないかという感じに体得していただけるのではないかという感じに体得していただけるのではないかという感じに体得していただけるのではないかという感じに体得していただけるのではないかという感じに体得していただけるのではないかという感じた、マ部省の社会教育研修所では、社会教育研修所では、社会教育研修所では、社会教育研修所では、社会教育主事とか公民館の主事を明確をしていただけるのではないかという感じた。 もいたすわけです。に体得していただけるのではない

い作品が地れまして、 きるようになり、 地方へどんどん行れるという 県立や市町 購入費もたくさん持っておらい市町村立の立派な美術館がで 行ってしまうのを指いと思いましても、 しまうのを指 を良

> 門職員の方々の確保とその資質の向上が大変大ち、地方へ廻るのも結構だと思うのですが、盛ら、地方へ廻るのも結構だと思うのですが、盛ら、地方へ廻るのも結構だと思うのですが、盛ら、地方へ廻るのも結構だと思うのですが、盛らないというのが実とかえて見ていなければならないというのが実くわえて見ていなければならないというのが実 事なことになるわけであります。

えていかなければならないだろうと思います。良くなるためには、こうした点を今後大いに考 10 る人がいます。日本の美術館も、 全体として

# 文化の時代・地方の時代

というのは、亡くなられた大平内閣総理大臣がげたいと思います。「文化の時代」、「地方の時代」ておりますので、そのことについて少し申し上ておりますので、そのことについて少し申し上最近、「文化の時代」、「地方の時代」といわれ 間文化庁に勤めておりまの時代の到来」と出てい会で、総理大臣演説の冒 られたものです。五十四年一月の第八十七回国国会の施政方針演説で三回にわたって言ってお 1、の到来」と出ているわけです。 私は長い総理大臣演説の冒頭に標題として「文化んものです。五十四年一月の第八十七回国

ておりまして、一般の行政費の伸びが七〇数%ですから、それよりは文化庁の予算は伸びているわけです。また、よく外国と比較してそのパーセンテージが少ないといわれます。文部省の予算の中で文化庁の予算が占める割合は約一%、そして国の予算の中では〇・一・〇・〇九%となっていますが、先ほどの中教審的な考え方で申しますと、体育・スポーツの振興費や社会教育の費用等を含めればその二倍になるわけです。それから、例えば芸術大学の経費などをどのように考えるのかなど、比べる項目が同一でないので、少ないのか多いのかよくわからないのでありまして、本来ならばユネスコ、あるいは〇ECDあたりで正確な基準を作って比較してもらえばはっきりするだろうと思います。ここで、上々な手りよ可に欠とりよ可に介養と 五十五 か 一年度には約四百億円で、 ができた時に約五十億円だった予算が、から指摘され、非難を受けておりますが、 ほぼ八倍になっ

-- 11 ---

ところが、 三行書いて出すのですけれど、 てくる 臣演説 と思ったわけです。 まさに日本の国会が始まって以来のことだろう 代の到来ということが高らかに謳われたことは だから総理演説の にどういうことを入れてもらいたい 鼠の草稿を作る内閣官房から各省にまわ 大平総理の演説の冒頭で、 私どもは、文化のことは大事 中で触れて下さいといって二 大体ボツでした。 か、 文化の時 にまわっ 総理大

応の一つとして田園都市国家の構想が述べられたのですが、半年たったらもう文化の時代の対けであります。と、半年前は文化の時代が到来代であります。と、半年前は文化の時代が到来はたのですが、半年たったらもう文化の時代に到ますと、「これからの社会の進路」と国会になりますと、「これからの社会の進路」と ており 代に、 2 その中で、「近代化の時代から近代を超える時 たものと見るべきであります。」という見解がに、経済中心の時代から文化重視の時代にな /ます。

らは、 に進めたい、それからもう一つの対応としては地域における文化活動の展開等の施策を積極的緑の造成、地域社会における指導的人材の育成 は、同時に地方の時代であります。」といっておく求められております。」、そして、「文化の時代りを、田園は都市の持つ活力を備えることが強 この構想については、「都市は田園の持つゆと この構想に沿って、 .やりに満ちた家庭基盤の充実で 都市と田園をつなぐ

> ならないかということ、これは考えておく必要ならないかということが、なぜ、即地方の時代でなければかりがたいような感じがしました。文化の時代かりがたいような感じがしました。文化の時代は分参ったのであります。私は、文化の時代は即地 さらに、五十四年ある――という 方の時代であるこうです。私は、文化の時代は即地参ったのであります。私は、文化の時代は即地方の時代であると盛んにいわれるようになって方の時代であるとなるとの時代であるとか、地 して、 ります。 都市国家の構想と家庭基盤の充実を提唱してお現代は文化の時代であるとの認識に立ち、田園と、活力ある社会・・・ があるのではないかと思います 体化する上で欠かすことのできないところであ 彩な地域社会を形成することは、この構想を具 主性の高揚を通じて、 時に地方の時代であります。 そして文化の時代は同時に地方の時代で 」というふうになり、文化の時代が到来 うことが述べられているわけです。 年暮の第九十回国会になります ゆとりと活力に満ちた多 地方の自発性と自

ということは、何も今に始まったうたい文句でかともいえるのであります。また、地方の時代 えられます。 時代は地方の時代であるという結びつき方が考 が地方へ行かなければならない、だから文化のる程度まで充実してきたから、これからは文化 を若干皮肉にとりますと、中央の文化がもうあ からこれを地方に及ぼすという考え方であろう その一つは、文化の時代と地方の時代、 これはいわば、中央が良くなっ これ た

> はない いうのはどう ずなのです。それが、 理想とされ、 くことが新しい日本の戦後国家の わけで、 もう昔から地方の時代であっ いうわけだろうか。 新憲法で地方自治の本旨に基づ 今になって地方の時代 建国の 大きな たは

文化享受の機会という面では、機会が段々と平 りました。また、それを受け入れる文化会館なりました。いわゆる文化格差は、相当程度うず きるような時代になってきた。 との施設が整って参りましたので、どこでもで との施設が整って参りましたので、どこでもで との施設が整って参りましたので、どこでもで との施設が整って参りましたので、どこでもで との施設が整って参りましたので、どこでもで との地方公演も盛んに行われるようになって参 た。 劇場等で直接接する機会が得られるようになっ 動芸術祭、青少年芸術劇場あるいはこども芸術 動芸術祭、青りFFリー・ベスなどに接することができなかったが、ないレエなどに接することができなかったが、ないはオペラ、 が地方に非常に普及して参ったことであり 一つは、文化庁の努力もあってか、 同時に、それが一般にも影響して、 芸術文化 劇団な まし 移

- 12 ----

別の問題があるのではないだろうかと思うので 代は即地方の時代とは結びつかない。もう一つ 等になってきたといえますが、 れた東海・北陸・近畿地区文化振興会議に 本稿は、昭和五十五年十月三十日に開催さ (あだち それが文化の時 けんじ)

以下次号。 おいて行われた講演を要約したものです。

### 後 旨

○昭和五十五年度衛演奏員 ました。 をもっておられますが、最近の住民の文化行政に対する要請の高まりにどう対応 とのです。同氏は文化行政に型にどう対応 ものです。同氏は文化行政に型電な経験 をもっておられますが、最近の住民の文化行政に対する要請の高まりにどう対応 ものです。同氏は文化行政に型などを設定などを ものです。同氏は文化行政に型などを ものです。同氏は文化行政に型などの表示ととと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。 ○ とと思います。

TEL(〇三)二六八一二一四一(代表)株式会社 ぎょうせい 営業課広告の問合せ・申込み先

「文化庁月報」五月号 昭和55年3月25日印刷・発行 報 集 文 化 庁 市域東部平内国党が関3丁目2番2号 を数字に収束部指官四五年町記番地 を数字に収束部指官四五年町記番地 を数字に収束部指官四五年町記番地 では (75) 1六八十二四一(代表) 版春日曜 東京 ルー一六一番

年間購読料 二、一六〇円(送料四五円)

### 文化庁月報



(O)-(	) } } } \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	)·(i)	4
﴿	* * * * * * *	Ó	(
<b>Q</b>	1981-6	0	(
8	1201-0	8	4
Ŏ.		Ő.	\(\frac{\psi}{2}\)
Ŷ		<b>©</b>	(
<b>®</b>	No. 153	0	4
8		0	(

【表 紙】

樫の森の道

ヤコブ・ファン・ロイスダール 解説は30ページ

題字デザイン・桑山弥三郎 カット・林美紀子

### ちくじ

似 並	7
上田墨縄堂の事ども上田淑宏	6
文化行政について思うこと②安達健二	10
随想	
西ドイツ・アメリカの埋蔵文化財保護瞥見…坪井清足	14
文化庁ニュー	ス
昭和56年春の勲章受章者決まる	·16
昭和56年春の褒章受章者決まる	-16
著作権審議会第32回総会開催	•16
昭和56年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる…	·17
史跡の指定等	·17
国宝・重要文化財(美術工芸品)の指定	·18
美しく豊かな言葉をめざして	·19
募集 舞台芸術創作作品 ·····	•20
實 昭和55年度民間芸術等振興費補助金	
	·22
<b>解説</b> 宗教法人の管理運営の適正化安藤幸男	24
海外文化行政事情シリーズ⑫	
ドイツ・韓国の文化行政松野 精	26
国語シリーズ② 「語法」に関する問題	29
新設法人紹介	21
祭礼歳時記シリーズ(4) 28 国立劇場ニュース	31

文化の問題が単に芸術文化の享受の問題ある
れたものにならなければならないか、だからこそ、大平総理の言われる田園都市国家構想も出てくるのです。これは都会に、文化概念が非常に広がってきたのではないか、だからこそ、大平総理の言われる田園が自に接近文化行政の概念が、どんどん広がってきたのではないかとものにならなければならないから、文化の時代と言えば文化行政の概念が、どんどん広がってきたのに、文化概念が更に拡大を続けている証拠でれたものにならなければならないから、文化の問題が単に芸術文化、あるいは人間的な地方の時代であるとと、文化の問題が単に芸術文化、方希望が多い、また大都市に住みたいという希望が多い、また大都市に住みたいという希望が多い、また大都市にはないかと観えて環境の問題にまで至っていると言えばでれた人目的な地方の時代であると必然的に指びついてくるのではないから、文化の問題として、人々は自然の豊かな中小都市に住みたい、の報告書の中にも文化環境のではないから、文化のおるいは大の情であると思います。しかしながら、ただ環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理良ければそれで良いわけではなく、環境が物理



(市立国立近代美術館長)

について思うこと

時、自然的によい環境であると同時に人間的な その地域に文化を享受する施設があり、同時に そうすると、その外的な環境の中における文 化性、地域全体の文化性が当然要求されてくる わけで、文化の時代という文化の時代に結びついて くるのではないか。そうすると、ここに言って くるのではないか。そうすると、ここに言って に進んでおり、その均一化現象に対する反対現 に進んでおり、その中で教育、学術の分野に対して、文化行政というところにつながってくるのでは ないだろうかというところにつながってくるのでは ないだろうかという気もするわけです。 これにつきまして、五十二年に文化庁で ないだろうかという気もするわけです。 ではないかと感じるわけです。テレビ等の普及 によりました時に、文化行政について長期総合的 な計画をたてていかなければならないという考 えをもちまして、懇談会を作り、各界の方々に おりました時に、文化行政について長期総合的 な計画をたてていかなければならないという考 えをもちまして、懇談会を作り、各界の方々に おりました時に、文化行政について長期総合的 な計画をたてていかなければならないという考 えをもちまして、懇談会を作り、各界の方々に おりました時に、文化行政について長期総合的 な計画をたてていかなければならないとかが出されて おりました時に、文化行政について長期総合的 なけですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 ですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 ですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 ですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 ですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 ですが、そのときの考え方は、狭い意味の文化 \_\_\_\_ 10 \_\_\_\_

享受の機会をできるだけ与える、まそこで、文化行政の立場とすると、いうことであったわけです。題について発言をしていかなければ iř. な ららない

を国的に平等化することが大事な仕事になる。 全国的に平等化することが大事な仕事になる。 化享受の機会をできるだけ与える、またこれを そこて 文化行政の立場とすると、一つは文

およりと一九七〇年の八月にイタリアの水の ちょうと一九七〇年の八月にイタリアの水の 恵まれた人の贅沢品ではなく、広く一般国民の 生活必需品であることがメインテーマであり、 同時にそれは文化に対する権利、ライト・ツー カルチャーであるということが、各国代表の演 説のなかで出てきたわけです。 わが国の憲法の問題からいうと、生存権に関 する規定があり、その中で全て国民は健康で文 化的な最低限度の生活を営む権利があると規定 されています。その中で全て国民は健康で文 化的な最低限度の生活を営む権利があると規定 されています。その中で全て国民は健康で文 化的な最低限度の生活を営む権利があると規定 されています。ここにも問題があるように思います。 憲法改正だというとすぐ九条が出て参りますが、 ここにも問題があるように思います。 とは、恵みではなくむしろ国民が当然その機会 を持つべきであるという概念に考えられるということは、でかなければならない、逆に、行政側において いかなければならない、逆に、行政側において は、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つべきであるという概念に考えられるということは、であると対方を変えていかなければならない、逆に、行政側において は、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つがまるという概念に考えられるということ とは、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つがまるという概念に考えられるということ とは、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つがまるという概念に考えられるということ とは、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つがよるという概念に考えられるということ とは、それに対応する施策をとっていかなければなく を持つがよるという概念に考えられるということ とは、それに対応する施策をとっていかなければなく であないという義務を国が負ってい

## 地域性と普遍性

これに関連しまして、地方における文化の振興で申し上げたいことがあります。一つは、地度で申し上げたいことがあります。一つは、地度で申し上げたいことがあります。一つは、地域の文化の振興というが地域性をいかに発揮するかという問題です。愛知県の文化を大いに育てていくべきだという趣旨の論文が二点ほど出ておりました。その地域の文化の特徴を出していく考え方がある。ことによって地域の文化を大いに育てていくべきだという趣旨の論文が二点ほど出ておりました。それは当然だと思うのです。受知県の文化振行ならないという言葉を常に尊重して育てていくという点では、昭和五十年に改正された文化財保護法でそれまでの民俗資料という名称に対し、私は民俗文化財という言葉を提唱しました。民格資料、民俗文化財という言葉を提唱しました。民格資料、民俗文化財という言葉を提唱しました。民格資料、民俗文化財という言葉を提唱しまして育てていくとないはまた、地場産業を常に尊重して育てていくという点では、昭和五十年に改正されて対りました。という点では、昭和五十年に改正されて対りました。そのを発行は常に変化するのであり、そのものとして残すことができるのか。つまり使うというのは生活の中で使わなければいけないはずだという見方もあるわけです。とすれば、いはずだという見方もあるわけです。とすれば、いはずだという見方もあるわけです。とすれば、いはずだという見方もあるわけです。とすれば、地方に対している。

て農村社会を基盤としてできたもので、農村社会の基盤がはずれても、なおこれを守るのはいったの基盤がはずれても、なおこれを守るのはいったの表盤がはずれても、なおこれを守るのはいったいどういうことだろうか――という疑問もあり、記録的に保存するという考え方でした。ところが昭和五十年の改正においては、時代とともに盛衰していく習俗ですから、そのものとしては残せないけれども、一つの典型として表れているものはそのものとしてでも保存することができる、あるいは保存することに意味があるのだと吹えたわけであり、それを通じて地域文化をきる、あるいは保存することに意味があることに意味があるのだと変えたわけであり、それを通じて地域文化を守っていくことが大変大事であろければ保存でき、よいし、地域文化の向上にもならないと思います。

しかし、地方における文化の問題は、当然なことですが、地域性だけで足りるわけではなく、常に普遍性をふまえなければならないわけで、常に普遍性をふまえなければならないわけで、、常に苦いものであると同時に新しいものには、常に古いものであると同時に新しいものには、常に古いものであると同時に新しいものには、常に古いるが、どう発揮していくかは、地方における文化振興の重要な課題であろうと思います。最文化振興の重要な課題であろうと思います。最立地方にいろいろな美術館ができ、大変すばらしいことだと思いますが、私は公立の美術館のいただきたいと思うのでありまして、その地域出身の作家を常にもり育て、あるいは発掘し、出身の作家を常にもり育て、あるいは発掘し、出身の作家を常にもり育て、あるいは発掘し、出身の作家を常にもり育て、あるいは発掘し、出身の作家を常にもしている。

論か 빼いただきたかと私は思う! 43 D であ いり まして、

文化という概念はないます。 か申いをは かわりがいるければ非常に が今後問題になければならなく、、祝野ではなく、、 つのなも て面っつい くでてとわ

大般展立国立近代美術館でポンピドーセンター展を行い、現在京都の国立近代美術館で開かれております。このポンピドーセンターの正式名は、元大統領の名前をとったジョルジュ・ポン名は、元大統領の名前をとったジョルジュ・ポン名は、元大統領の名前をとったジョルジュ・ポン名は、元大統領の名前をとったジョルジュ・ポン名で造られており、化学工場のプラントみたいだといわれており、化学工場のプラントみたいだといわれている。この建物の設計は国際競技設計で行われましたが、イギリス人とイタ競技設計で行われましたが、イギリス人とイタが大設計で行われましたが、イギリス人とイタが大設計で行われましたが、イギリス人とイタが大設計で行われています。したがって、バリの従来の建物とは全くそぐわない建物になっています。一種の衝撃療法みたいなもので、大きな建物の中に公開情報図書館、国立近代美術館、工業創造センター、それから聴覚音楽整備研インなどのセンター、それから聴覚音楽整備研インなどのセンター、それから聴覚音楽整備研インなどのセンター、それから聴覚音楽整備研インなどのセンター、それがら時間、工業創造センター、それがらいます。これは故ポンピドー大統領のお声がかりでででれています。

---- 12 ----

ていただくと同時に普遍性も考えていただく必要があると思うのです。普遍性はどうやって出すかは、いろいろ方法があるだろうと思いもので独自のコレクションを作る、あるいは、場もありましょうし、あるいは、例えば素描とか版画とかいいうたないれるな音遍性を発揮するという立葉術の情報センターというような面での特色を出すとか、いろいろな普遍性を発揮するという立まればならないいうのですが、美術品は常に本物でなければならないかどうかという問題があるだろうと思います。もちろん本物でないは常に本物でなければならないかどうかというがないという意見もありましょうが、有力と思うのですが、美術館には本物がありました。模造品を見ても十分価値があるのではないでも関立に、本物といっても彫刻そのものは一つの原型から複製するわけですから、模造でも十分価値があるのではないでもありました。それによってよりましたし、万博のときには、日本館には模造品、美術館には本物がありました。存出ともすばらしいことではなくて立派な画集を備えて、それによって本当のものを見にいきたいという本物への憧れをもって見る場合と、たまたま美術館へ行ってをもって見る場合と、たまなま美術館へ行ってをもって見る場合と、たまなま美術館へ行ってをもって見る場合と、たまなま美術館へ行ってたいという本物を見にいきたいという本物への憧れたせることで音遍性を確保することも可能でははかなることで音遍性を確保することも可能では

が治 来で いることを感じます。 ば なら to L) 時

## ñ ര് 5文化行

に新しい文化創造の盛んな時代でなくては、文化の時代とは言えないと、私はひそかに思うのであります。

「大切にしており、ソ連のエルミタージュを背に大切にしており、ソ連のエルミタージュなりプーシキンの美術館など立派なものがある。

「けれども、いったい誰が集めたかといいますと過去のソ連の金持ちが集めたかといいますと過去のソ連の金持ちが集めたものが国立美術館はシチューキンとかモロゾフとかの金持ちが買い込んで、それが革命後エルミタージュ美術館に立派に保存されているわけです。まさに過ぎなの栄光に輝いているわけです。まさに過ぎなの栄光に輝いているわけです。まさに過ぎなの栄光に輝いているわけです。まさに過だから、我々はたくさんの立派な文化的な活動をするだけで、そしてまた我々が文化的な活動をするだけであったと、果たして言われるであったがら、まさに文化が平均化して、平凡化したに過ぎない時代であったと言われはしないかという気がするわけであったと、果たして言われるであったけでは我々の時代が将来、本当の日本の文化の時代であったと、果たして言われるである。だから、また保存しなければなりませんが下りませんがであります。その大事なキーポイントであり、そのととを心の中にひめておかなければならないといます。

「とを心の中にひめておかなければならないと思います。

もちろん、芸術文化の自主性という基本原理がありますから、その方策は慎重の上にも慎重があります。

芸術家に対する尊重、尊敬、そしていろいろな面での助成等が大事でしょうし、また、地方の問題を考えてみましても、例えば地方におけるオーケストラをみんなで盛り立てて行くことが重要だと思うのです。これについても、ただ県とか市、あるいは国が補助金を出せばそれでいいのではなく、もっと国民的に盛り立てるような協力もなければならない。そしてそれが例えば名古屋市のフィルハーモニーでも外国のどこへ行ってもひけをとらない。そしてそれが例えば名古屋市のフィルハーモニーでも外国のどこへ行ってもひけをとらない。そしてそれが例えば名古屋市のフィルハーモニーでも外国のどこへ行ってもひけをとらない。そしてそれが例えば名古屋市のフィルハーモニーでも外国のどこへな立派な演奏はないと言ったそうです。それだけ日本の水準は上がってきているようで、今年のブリュッセルのエリザベート国際コンクールでパイオリンの一位、三位、四位を日本人がとった。コンクールに出るには外国で勉強しなければだめたと思っつ付け加えさせていただければ、文化の概念は非常にみないと言ったそうです。それだけ日本の水準は上がってきているようで、今年のような型にはまったものではないと言ったそうです。それだけ日本の水準は上がってきているおけです。それだけ日本のではないと言ったそうです。それがけるとは特殊なくしては何からの文化の問題、文化行政の問題は、まさに皆様方が仕事にあたっていただく情熱にかかっているのではないかということを申し上げまして、私のお話を終わらせていただきます。

編 後 記

○本年四月、重要無形文化財に裁金が新たに指定され、この保持者として斎田梅たに指定され、この保持者として斎田梅恵、鎌倉時代に盛行し、今日まで伝承されてきた美術工芸史上貴重なものとして、大新保存の現状等の正数、加飾の技術とは、大新保存の現状等に感行し、今日まで伝承されてした。として、選定保存技術の関大術とした、数金の大力に、大大田淑宏さんに、大大田淑宏さんに、美術工芸品保存技術の関大橋としています。京田さんは、技術等の耳、強全の大力に、東衛工芸品とのまた、選定保存技術の側功能によりない敬さを捧げ、倒奏福をお祈りします。い敬さを捧げ、倒奏福をお祈りします。い敬さを捧げ、倒奏福をお祈りします。から、選定保存技術が則しまりない敬さを捧げ、倒奏福をお祈りしまりない敬さを捧げ、、選を保存技術が関大を関するとして、大きないない。

TEL(〇三)二六八—二一四一(代表)株式会社 ぎょうせい 営業課 体式会社 ぎょうせい 営業課 広告の問合せ・申込み先

「文化庁月報」六月号 (道巻第一五三号) 昭和55年6月25日印刷・発行 解集 文 化 庁 発行所 株式会社 きようせい 本社下側東京都千代田区資が関う7目2番2号 を繋折一東東京都新位区四共町22番地 電蓋(〇川) 二六八二二四一(代表) 服付日座 東京 九一六二番 (根付) 東京 九一六二番

年間購読料 価 二、一六〇円(送料四五円)

\_\_\_ 31 -\_\_\_.